

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年6月5日 05時03分ごろ
発生場所	広島県三原市佐木島北東方沖 佐木島灯台から真方位036° 1,160m付近 (概位 北緯34° 22.1′ 東経133° 07.5′)
事故の概要	貨物船弘勝丸は、北北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年6月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 弘勝丸、749トン 140841、不動海運有限会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	航海士A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、右舷中央部ビルジキールに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日出時刻：04時56分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、北北東進中、航海士Aが、電子海図表示装置に濃い青色で表示されていた浅所域を避ければ安全に航行できると思い、細ノ洲付近の浅所の拡張状況を確認しないまま航行を続けたところ、同浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約4.18m、船尾約5.03mであった。
分析	本船は、北北東進中、航海士Aが、電子海図表示装置に濃い青色で表示されていた浅所域を避ければ安全に航行できると思い、細ノ洲付近の浅所の拡張状況を確認しないまま航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北北東進中、航海士Aが、電子海図表示装置に濃い青色で表示されていた浅所域を避ければ安全に航行できると思い、細ノ洲付近の浅所の拡張状況を確認しないまま航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船橋当直者は、事前に航行予定海域における浅所の拡張状況を確認すること。